

会員各位

公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部
 公益社団法人不動産保証協会岐阜県本部
 一般社団法人全国不動産協会岐阜県本部
 本部長 青山 貫禪

～ 岐 阜 県 本 部 だ よ り ～

[1]令和4年度 岐阜県本部 定時総会 日程のお知らせ

下記のとおり、令和4年度岐阜県本部定時総会を開催いたします。

総会議案書は、5月上旬に送付させていただきますので、同封しておりますハガキにご出欠を記入していただき、5月13日(金)までにご送付くださいますようお願いいたします。なお、「議案書」はお目通し頂き、ご質問がある方は、5月20日(金)までに岐阜県本部事務局(TEL058-272-5968)までお申し出ください。総会当日は、必ず議案書をお持ちくださいますようお願いいたします。

なお、コロナウィルス感染症拡大の状況に鑑み、定時総会をやむを得ず、中止する場合がありますので、ご了承下さい。定時総会を中止する際は、メールまたはFAXにて会員の皆様にご連絡させていただきます。

※当日会場にて、検温させていただきます。37.5度以上の方はご出席をお断りする場合があります。

※ご来場の際は、マスクを着用してお越しください。

記

【開催日時】 令和4年5月25日(水)13時00分～

【開催場所】 グランヴェール岐山 (岐阜市柳ヶ瀬通6-14 TEL058-263-7111)

[2]「賃貸住宅入居者総合保険」「テナント総合保険」代理店募集のお知らせ/全日ラビー少額短期保険株式会社

「全日ラビー少額短期保険株式会社」は、全日会員の為に設立された全日グループの少額短期保険会社です。つきましては、賃貸不動産をお取り扱いされています全日会員の皆様より、代理店を募集しています。代理店希望の会員の方は、資料を送付させていただきますので、岐阜県本部事務局(TEL058-272-5968)までご連絡下さい。

[3]新規入会者・従たる事務所の増設・諸変更事項について

【新規入会者】 新しく入会されました会員の方を紹介します(3月分)

入会日	商号	事務所所在地	代表者氏名	TEL番号
			宅地建物取引士	FAX番号
R4.3.10	M's Home	可児市土田5371-3	古田 浩基	050-3554-3362
			古田 浩基	050-3554-3362

【従たる事務所の増設】

入会日	商号	事務所所在地	代表者氏名	T E L
			宅地建物取引士	F A X
R4.3.24	(株)無添加計画 岐阜支店	岐阜市東明見町27 2F	瀬野 剛史	058(215)5115
			平塚 宏一	058(215)5150

【諸変更事項】 諸変更事項については次の通りです。

届出年月日	商号	変更事項	変更前	変更後
R4.3.11	(株)AVANTIA 岐阜支店	政令使用人	中島 敦	竹内 克夫
		専任宅建士	中島 敦	竹内 克夫
R4.3.31	(有)テクノエー	TEL番号	058-398-5412	058-322-5557

〔4〕免許更新について

対象の方へは、免許申請書一式を送付いたしました。お早めに更新をお済ませ下さい。

【令和4年8月更新分】

商号	代表者	免許有効期限(至)
(有)ネットプラン	徳井 建吾	令和4. 8. 6
中川不動産	中川 剛雄	令和4. 8. 22
長尾建設(株)	長尾 茂治	令和4. 8. 23

※なお、更新の済まれた方は、免許申請書の内、法人の場合＝第1面(要受付印)、第2面、第3面、添付書類(3)、(4)、(8)。個人の場合＝第1面(要受付印)、第3面、添付書類(3)、(8)の写しを郵送またはFAX(058-276-0311)にて事務局まで提出願います。新しい従業者証明書が必要な方は事務局までご連絡下さい。

〔5〕岐阜県水源地域保全条例に基づく水源地域の指定等について/岐阜県林政部治山課

岐阜県水源地域保全条例に基づく水源地域について、令和4年3月8日付で、新たに指定及び指定の解除

を行いましたので会員の皆様にお知らせします。水源地域内で土地売買等又は開発行為がある場合は、県へ

の事前の届出が必要となります。詳細は、県ホームページ「岐阜県水源地域保全条例」をご確認下さい。

岐阜県水源地域保全条例 [検索 !\[\]\(e3275251d0893157c3584e20c81dc3ba_img.jpg\) https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9280.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9280.html)

〔6〕浸水警戒区域の指定に伴う宅地建物取引時における情報の提供について/滋賀県

滋賀県長浜市木之内町大見ほか2地区において、令和4年3月29日に浸水警戒区域の指定告示されたので、会員の皆様にお知らせします。なお、浸水警戒区域は、条例第14条の規定により建築制限がかかり、また「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明に該当しますので、取引をされる際は、ご確認していただきますようお願いいたします。

【浸水警戒区域の所在地】 長浜市木之内町大見、甲賀市信楽町勅旨、東近江市葛巻町